

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成16年10月14日(2004.10.14)

【公表番号】特表2000-500514(P2000-500514A)

【公表日】平成12年1月18日(2000.1.18)

【出願番号】特願平9-518843

【国際特許分類第7版】

C 0 9 J 7/02

【F I】

C 0 9 J 7/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月16日(2003.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成15年10月16日

特許庁長官 今井康夫 殿



1. 事件の表示

平成9年特許願第518843号

2. 補正をする者

名称 ミネソタ マイニング アンド マニュファクチャリング
カンパニー

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

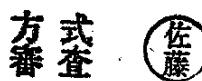
6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正します。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



請求の範囲

1. (1) バッキングと、(2)接着剤層とを含む接着剤シートであって、前記接着剤層は(a)実質的に均一に分散され、接着剤層の表面から外側に突出している複数のペグを含む少なくとも1つのトポロジー的に微小構造化された表面、(b)接着剤表面層、及び(c)55%を上回る保持重ね剪断緩和応力を有する接着剤を含み、前記ペグは接着剤である頂部を有しあつ接着剤層の全表面積の25%未満を占め、前記接着剤層は少なくとも二段階の接着レベル、すなわち初期接触接着と貼り付け接着を有し、初期接触接着が実質的に貼り付け接着よりも低く、接着剤シートに圧力を印加すると接触接着が同時に貼り付け接着に変化する接着剤シート。
2. (1) バッキングと、(2)接着剤層とを含む接着剤シートであって、前記接着剤層は(a)第1の接着剤と、接着剤層の少なくとも一表面に実質的に均一に分散してこの表面から突出している粒子のクランプを含む複数の表面特徴と、(b)55%を上回る保持重ね剪断緩和応力を有する第2の接着剤を含み、前記突出粒子のクランプの少なくとも先端は実質的に前記接着剤を含有せず、前記接着剤層は少なくとも二段階の接着レベル、すなわち初期接触接着と貼り付け接着を有し、初期接触接着が実質的に貼り付け接着よりも低く、接着剤シートに圧力を印加すると接触接着が同時に貼り付け接着に変化する接着剤シート。
3. 接着剤層表面がペグ間では本質的に平らである、請求項1又は2記載の接着剤シート。
4. 前記ペグが本質的に平らな頂部を有し、 $4 \mu m \sim 200 \mu m$ の範囲の高さで接着剤層表面から外側に突出している、請求項1又は2記載の接着剤シート。
5. 保持重ね剪断緩和応力が70%を越える、請求項1又は2記載の接着剤シート。
6. 平滑な剥離ライナをさらに含む、請求項1又は2記載の接着剤シート。
7. 平滑なバッキングと、このバッキングの接着剤層とは反対側にコーティングされた低接着性バックサイジングとをさらに含む、請求項1又は2記載の接着剤シート。
8. 接着剤層が20~100容量%のミクロスフェア接着剤の混合物を含み、このミクロスフェアの直径が $1 \sim 100 \mu m$ の範囲である、請求項1又は2記載

の接着剤シート。

9. 前記ペグが複合ペグである、請求項1又は2記載の接着剤シート。